大西洋等はえ縄等漁業	大西洋又はインド洋の海域	三　北緯三十度四十分十三秒の線以北、東経百二十四度四十四分五十四秒の線以東、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以西の東シナ海の海域（第一号に掲げる海域を除く。）
太平洋底刺し網等漁業	太平洋の公海（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的経済水域及び外国の排他的経済水域を除く。）	
かじき等流し網漁業	領海及び排他的経済水域から成る海域のうち、次の各号に掲げる海域以外の海域	一　オホーツク海、日本海及び東シナ海 二　東京都と千葉県との最大高潮時海岸線における境界点から最大高潮時海岸線と同県南房総市野島埼灯台正南の線との交点に至る最大高潮時海岸線及び次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線から成る線以西の太平洋の海域 イ　最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点 ロ　千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点 ハ　北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点 ニ　赤道と東経百四十六度五十九分四十九秒の線との交点 三　領海及び排他的経済水域のうち、それぞれ東京都小笠原村南鳥島を囲む部分 四　東経百四十四度五十九分四十六秒の線、北緯四十一度十秒の線、東経百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度十一秒の線、東経百四十一度五十九分四十七秒の線、次のイの点からハの点までを順次に直線で結ぶ線、次のニの点からへの点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（第一号に掲げる海域を除く。） イ　青森県西津軽郡深浦町艫作埼突端 ロ　北海道松前郡松前町松前小島灯台 ハ　北海道松前郡松前町白神岬突端